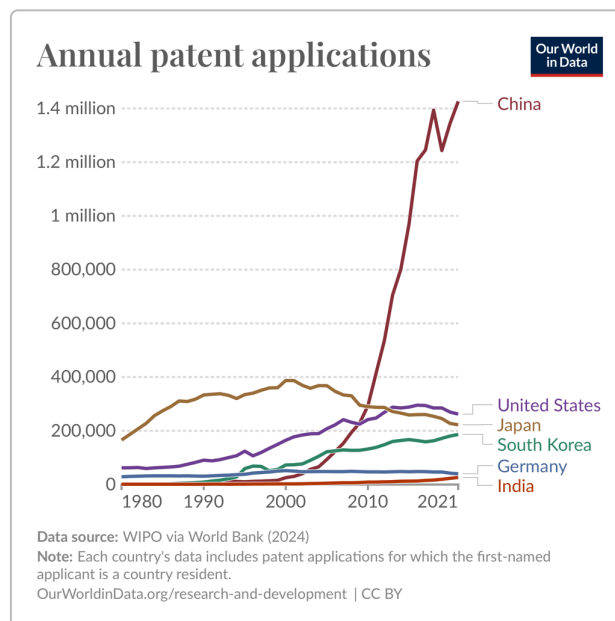


中国知財戦略と権利行使の包括分析

(1) 中国の知財戦略の変遷：模倣から“量”、そして“質”へ

中国は改革開放以降、当初は外国技術の導入・模倣による工業化に注力しました。しかし2000年代に入り、自国のイノベーション能力向上（自主創新）が国家目標に据えられます。第11次五カ年計画（2006–2010）では「導入技術の消化吸収・再革新能力の向上」が掲げられ¹、2008年の「国家知的財産権戦略綱要」では2020年までに自主的知財の創造・保有水準を世界有数に引き上げる目標が示されました²。これに伴い政府は特許出願への補助金交付など様々な奨励策を実施し、中国企業は権利取得の「量」を急拡大させました。



中国における年間特許出願件数の推移（1980–2021年）。2010年前後から出願件数が急増し、2021年には年間140万件を超えて世界全体の半数以上を占めた³。各国の追従を許さない突出ぶりである。

その結果、中国は2011年頃から特許出願件数で世界トップとなり、2021年には年間140万件超の特許出願（世界全体の約5割）を記録しました³。しかし量的拡大の一方で、近年は質の向上と実効的活用への転換が鮮明です。2021年に中共中央と国務院は「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」を公表し、知財大国から知財強国へ、取得から活用へ、量から質への方針転換を明確に打ち出しました⁴。例えば2025年までに「高価値特許」保有件数（※質重視の指標）の大幅増加が目標とされ、海外特許取得や知財サービス産業の振興も盛り込まれています⁵。このように、中国は国家政策として知財を数量拡大の段階から質と価値創出の段階へとシフトさせており、「専利導航（Patent Navigation）」や「知的財産権強国建設綱要」などのキーワードが象徴的な政策となっています⁴。

(2) 中国における知財訴訟の動向と権利行使手段

訴訟件数の推移：知財訴訟（民事）の件数は近年爆発的に増加し、年間で数十万件規模に達しています。例えば2020年には中国全土で約44万件の知財民事訴訟（一審）が提起され⁶、2023年には新規受理件数が462,176件（前年比5.4%増）に上りました⁷。もっとも2022年は改革開放後初めて総件数が減少に転じ

(民事訴訟の減少が主因) たものの⁸、なお高水準を維持しています。類型別には**著作権や商標の紛争が多数を占め**、特許(発明・実用新案)訴訟も2023年は44,711件(前年+14.7%)と急増傾向です⁹。このように**知財訴訟件数は極めて多く**、中国が世界最大級の知財係争市場となっていることが統計から窺えます⁴。

権利行使の手段: 中国では知的財産の権利行使手段として、大きく**(a)民事訴訟、(b)行政摘発、(c)専利行政法執行、(d)刑事摘発**の4ルートが利用可能です。それぞれの概要と特徴は以下の通りです。

- **(a) 民事訴訟:** 知的財産権者が人民法院に提訴して侵害停止や損害賠償を求める手段です。知財専門の裁判所・法廷(北京・上海・広州知識産権法院や各地の知産法庭)で専門的審理が行われます。**メリット:** 差止命令や高額な損害賠償を獲得できる点です。近年は証拠収集手続の整備や懲罰的賠償制度(最大5倍賠償)の導入により、賠償額が上昇し権利者救済が実効的になっています¹⁰。**デメリット:** 訴訟には時間・費用がかかり、勝訴しても損害額の立証ハードルが高い場合がある点です。ただし中国裁判所は立証困難な場合に法定賠償額の上限(例えば特許・商標は500万元)を積極的に適用する傾向が強く、権利者寄りの姿勢が近年顕著です¹¹。
- **(b) 行政摘発(行政取締):** 行政機関による**非訴訟の執行手段**です。例えば商標・著作権侵害品に対して市場監督管理局(旧工商局)や文化執法当局が現場査察を行い、**侵害品の差押え・廃棄や行政罰(金銭罰)**を科すことができます。**メリット:** 訴訟を経ず迅速に侵害活動を停止させられる点で、特に模倣品対策(例:市場や工場への踏み込み摘発)に有効です。**デメリット:** 差止めまでが主で**権利者への賠償救済がないこと**、また行政当局の対応品質が地域によってばらつく点です。重大案件では行政摘発で証拠収集した後、民事訴訟や刑事告発に移行する戦略も取られています。
- **(c) 専利行政法執行:** これは**特許権に関する行政的な執行手段**です。中国では専利(発明・実用新案・意匠)について、地方知識産権局や中国国家知識産権局(CNIPA)が**特許侵害紛争の行政調停・処分**を行う制度があります¹²。2021年改正専利法で行政による侵害差止め権限が強化され、**展示会での侵害品差止め**や地域を跨ぐ重大案件の集中管轄(CNIPAへの移送)など新たな措置も導入されました。**メリット:** 裁判所を介さず**迅速に侵害停止命令**を得られる場合があること、手続費用も低廉な点です。**デメリット:** 行政機関には損害賠償を命じる権限がなく、当事者間調停が主となるため、紛争が複雑な場合は最終的に民事訴訟に頼る必要があります。また行政判断に不服なら裁判所に行政訴訟で争うプロセスを経るため、結果として時間を要するケースもあります。
- **(d) 刑事摘発:** 悪質な知財侵害行為に対しては**刑法による処罰**も可能です。著名商標の偽造品製造販売や営業秘密の窃取・不正利用などは刑事立件され、公安(警察)が捜査・逮捕し、人民検察院が起訴して刑事裁判で実刑が科される場合があります¹³。**メリット:** 刑事罰(懲役刑・高額罰金)は強力な抑止力となり、組織的な侵害行為の根絶に有効です。行政摘発と異なり、刑事判決確定後に民事賠償を請求する道も開かれます(附帯民事訴訟または別途民事提訴)。**デメリット:** 刑事事件として立件するには侵害規模や被害額が一定基準(例えば販売額5万元以上等)を超える必要があります。ハードルが高い点と、捜査当局の判断に委ねられるため**事件化のコントロールが利きにくい**点です。また刑事訴訟中は民事訴訟が一時停止されることもあり、権利者にとって時間を要する場合があります。

以上のように、中国では**行政と司法の双方ルートが整備**され、侵害の態様や緊急度に応じて**複数手段を組み合わせる総合的な権利行使が可能**です¹⁰。例えば模倣品工場に対してはまず行政摘発で生産停止させ、並行して民事訴訟で損害賠償を追及する、といった戦術が一般的です。最近では**専門機関の設置や人員増強により行政摘発の件数・質も向上**しており、民事訴訟と併せて重要度を増しています。

(3) 国家戦略と法的執行の関連性：政策転換が訴訟件数・賠償額に与える影響

中国政府の「知財強国」戦略と法的執行の現場（訴訟動向）は相互に密接に関連しています。まず、国家戦略として知財保護を強化したことが訴訟件数の増大を招いた側面があります。知財を重視する政策の下で権利取得件数が急増し（前述の「量」の時代）、企業の権利意識も高まった結果、自社の知財を積極的に行使（訴訟）する動きが活発化しました¹⁰。特に国内企業間で特許・営業秘密訴訟が急増したのは、自主創新政策により技術競争が激化した裏返しと言えます。また外国企業にとっても、中国が巨大市場かつ知財係争の主戦場となったため、権利を守るため現地訴訟に踏み切る事例が増えています。

さらに政策転換に伴い、司法制度の整備・改正が行われたことが損害賠償額の高額化につながっています。例えば知財強国に向けた近年の法改正では懲罰的損害賠償が導入・拡充されました。2019年改正商標法・2021年改正特許法で故意侵害に最大5倍の懲罰賠償が認められた結果、裁判所が上限いっぱい賠償を命じるケースが相次いでいます¹¹¹⁰。その影響で、中国における特許訴訟の総賠償額は年々増加し記録更新が続いています。実際、2022年の中国特許訴訟では件数は前年比微減だったものの総賠償額は前年の2.6倍に達し過去最高となりました¹⁴。これは一件あたりの平均賠償額が飛躍的に上昇していることを意味します。

この傾向を裏付ける象徴的事件として、吉利汽車（Geely）対威馬汽車（WM Motor）事件があります。これは電気自動車技術を巡る営業秘密侵害訴訟で、2024年に最高人民法院が懲罰的賠償を適用して約6.4億元（約90億円）の賠償金支払いを命じたものです¹⁵¹⁶。6.4億元という額は中国知財訴訟史上過去最高であり、中国の知財保護水準の飛躍的向上を象徴する判決と評価されています¹⁶。同事件では一審（上海高院）の賠償額700万元に不満の原告が上訴し、最高裁が約90倍もの大幅増額を行いました¹⁵。背景には、国家戦略に沿った司法の姿勢転換、すなわち悪質な侵害行為には経済的利益を遥かに上回る賠償を科して抑止するという強いメッセージがあります。

このように、中国の政策面での「質」重視・保護強化路線が司法実務にも反映され、訴訟件数の高止まりや賠償額の高騰という形で現れています⁴¹⁴。つまり「知財強国」の号令が現場の知財裁判にも具体的な成果をもたらしつつあるといえるでしょう。一方で訴訟急増に伴う審理遅延や地域間格差といった課題も指摘され、政策の実効性を高めるための運用改善も進められています。

(4) 中国独自の知財メカニズム：専利導航・知財金融・行政摘発など

中国の知財制度には、政策目標を実現するための独自メカニズムがいくつか存在します。ここでは「専利導航」（特許ナビゲーション）、「知財金融」（IPファイナンス）、行政摘発を中心に、その仕組みと利点・問題点を整理します。

- ・**専利導航（Patent Navigation）**：中国版のIPランドスケープとも呼ぶべき取り組みで、特許情報を活用して技術開発や事業戦略を誘導する指針策定の仕組みです。2020年に国家標準「専利導航指南（GB/T 39551-2020）」が制定されており、それによれば「政策決定・産業計画・企業経営・イノベーション活動において、特許データを核に多様なデータを高度融合し、地域発展の方向性、産業競争環境、企業戦略や技術革新の方向をパノラマ的に分析して、イノベーション資源の効果的配分を支援、意思決定の精度と科学性を高める新しいモデル」と定義されています¹⁷。簡潔に言えば、特許出願動向や技術分野の特許マップ分析を通じて政府の産業政策立案や企業の研究開発戦略をナビゲートする仕組みです。中国政府は2013年から専利導航の試行プロジェクトを開始し、現在では重点産業ごとに「専利導航発展拠点」を設置するなど制度的支援を行っています¹⁸¹⁹。**メリット**：特許情報に基づき客観データ駆動型の戦略立案ができるため、技術投資の最適化や他社特許回避に役立ちます。国や地方も重点技術領域を専利導航分析で特定し支援を集中できる利点があります。**デメリット**：分析の質に戦略の成否が左右されるため、専門人材やデータ整備が不可欠な点です。日本のIPランド

スケープ同様、経営層の理解や活用体制が不十分だと形骸化するリスクがあります。また特許情報に偏重すると、公開されていない技術動向を見落とす可能性も指摘されています。

・**知財金融（IPファイナンス）**： 知的財産を資産として活用し企業金融に役立てる仕組み全般を指します。具体的には、**特許権や商標権を担保に銀行融資を受ける制度（質押融資）**や、知財から生まれるロイヤリティ収入を裏付けとした証券化商品の発行（知財ABS）、知財保険によるリスクヘッジなど多様なスキームがあります²⁰。中国政府は中小企業支援策の一環として知財金融を国家的に推進しており、近年その規模は飛躍的に拡大しました。例えば**特許・商標権を担保とする融資額は2022年に総計4,869億元（約9兆5千億円）に達し**、2016～2022年で年平均約30%もの高成長を遂げています²¹。さらに**知財担保証券（ABS）の発行件数も2023年9月時点で累計119件・調達額268億元に上り**、政府系保険会社による知財保険や各地の知財運営センター設立などエコシステム整備も官民協力で進められています²²。**メリット**： 金融面から見ると、企業は保有知財を資金調達に活用できるため**無形資産を現金化する新たな手段**を得られます。特に設備や不動産が乏しい技術ベンチャーでも特許を担保に資金を得やすくなり、イノベーション促進に資します。また銀行側も政府の保証・補助制度を活用することでリスクを抑えつつ新たな貸出機会を得ています。実際、中国では知財担保融資の返済不能リスクを低減するため各地政府が利子補給や代位弁済スキームを設けており、金融機関の参入ハードルを下げています²³。**デメリット**： 根本的な課題は**知財の価値評価と換金の難しさ**です²⁴。特許の技術価値を査定するには専門知識が必要で不確実性が高く、借手がデフォルトした際に特許権を市場で売却・回収することも容易ではありません²⁵。また制度の濫用も懸念され、十分な技術価値のない権利で過大な融資を受け不良債権化するリスクもあります。中国政府はこうした問題に対処すべく、知財価値評価機関の育成やデータ整備、信用保険の導入など多面的な対策を講じていますが、知財金融が真に持続可能なエコシステムとなるには引き続き慎重な運用が求められます。

・**行政摘発（行政取締）**： 前述のとおり、**行政当局が行う知財侵害取り締まり**です。ここでは特に中国独自の取り組みとして、地方政府による大規模キャンペーンと**マルチエージェンシー連携**に触れます。中国では毎年「雷霆（サンダーストライク）行動」等と称する全国統一の取締キャンペーン期間が設定され、公安・税関・市場監督局など複数機関が協同して**模倣品の一斉摘発や輸出入差止め**を行います。例えば税関当局は2021年に**26,000件以上の知財侵害物品輸入差止**を実施しており²⁶、ECプラットフォーム上の偽商品摘発についても市場監督総局とプラットフォームの協定により多数の店舗閉鎖・製品削除が行われています。**メリット**： このような行政主導の取締は**即効性が高く**、広域的・網羅的に侵害品を市場から排除できる点です。刑事手続きほど厳格でなくとも、行政指導で模倣業者に経営停止を迫るケースも多く、**権利者の負担少なく実被害を抑止**できます。**デメリット**： 一方で行政摘発はキャンペーン時期以外は動きが鈍くなる傾向や、**地域保護主義**によって地元企業の摘発が及び腰になる懸念もあります。こうした弱点に対処するため、中央政府は各省市の取締実績を公開ランキング化し、知財保護をビジネス環境評価の項目に入れるなど地方官へのプレッシャーを強めています。「知的財産権強国建設綱要」にも行政保護強化が盛り込まれ、実施計画に沿って**行政執行の法整備と能力向上**が図られている状況です¹²。

以上、専利導航や知財金融、行政摘発といった中国独自のメカニズムは、**知財創出から活用・保護までを総合的に支えるエコシステム**を形成しています。それぞれメリットが大きい反面、運用上の課題も伴うため、政策当局は試行錯誤を重ねつつ改善を図っています⁴。日本企業にとってもこれらの仕組みを理解・活用することが、中国での知財戦略上ますます重要になっています。

(5) 外国企業が中国で知財を守るための実務アドバイス

両文書から読み取れる外国企業向け実務ポイントを整理します。中国において知財を防衛・活用するには、**証拠収集の工夫と社内体制（ガバナンス）の見直し**が鍵となります。

・**侵害の証拠確保**： 中国で訴訟を起こすには、侵害行為を立証する証拠が不可欠です。特に模倣品の購入証拠やウェブ上の証拠は**公的な形式で取得・保全**することが推奨されます。具体的には、**公証購入**

(公証人立会いのもと市場やオンラインで侵害品を購入し、その過程と結果を公証書に残す)手法が広く使われています。また近年はブロックチェーンなどを用いた**電子タイムスタンプ**も活用が進んでいます。タイムスタンプはウェブサイト上の侵害ページ等を保存し第三者機関から日時証明を得るもので、公証に比べ**迅速かつ低コスト**です。文書2では、公証とタイムスタンプの比較表を示しつつ、**オンライン証拠はタイムスタンプで即時保全し、オフラインの現物証拠は公証購入ですり替え防止**を図るといった使い分けが紹介されています(表2)。外国企業も、模倣品を見つけた際は現地代理人と連携しつつ公証購入を手配する、EC上の権利侵害はスクリーンショットにタイムスタンプを付すなど、**訴訟を見据えた証拠収集**を行うべきです¹⁰。

- ・**行政ルート**の活用: 前項(4)で述べた行政摘発や税関差止めも**積極的に**利用しましょう。特に輸出向け偽物は税関への知的財産権備案(登録)を行い、輸出港での差止めを依頼することが有効です。中国税関の知財保護は年々強化されており、備案さえしておけば**通関時に疑義貨物を自主的に拘留・通知**してくれます。また模倣品工場を突き止めた場合、現地工商・市場監督部門への**行政投訴(申立)**により迅速な立入調査を促すことができます。行政摘発で押収された侵害品は廃棄や料処分となり、必要に応じて刑事立件にもつなげられます。これら行政手段は**費用対効果が高い**ため、外国企業も中国代理人を通じ積極的に活用すべきです。文書2でも、行政・刑事手段を組み合わせ**多角的に権利行使する戦術**が紹介されています。
- ・**知財ガバナンスの変革**: 中国で知財リスクに対処するには、自社の経営戦略・ガバナンス自体を見直す必要があります。具体的には、「**中国企業も模倣から創造へ移行した**」という現実を踏まえた**発想転換**が重要です¹⁰。文書1ではビジネス戦略的視点から、日本企業は従来のように中国=安価な模倣品の産地と捉えるのではなく、**中国企業を強力なイノベーション競争相手として認識し、自社の知財戦略を再構築すべき**ことが示唆されています²⁷。その実践としては、(a)中国向けにもコア技術の特許出願や重要商標の防衛出願を怠らない、(b)中国拠点の従業員やパートナーに対する機密管理(NDA締結やITアクセス制限)を徹底し営業秘密漏洩を防ぐ、(c)模倣被害が発生した際の社内報告・対応フローを整備し迅速な措置が取れるようにする、といった**知財ガバナンス体制の整備**が挙げられます。実際、前述のGeely vs WM事件では**40名近い人材の引き抜きによる技術流出**が発生しており²⁸、企業にとって人材管理・機密管理が死活的に重要であることが浮き彫りになりました。外国企業も現地法人を含めた統一方針で知財・人材両面の統制を強化することが求められます。
- ・**現地専門家との連携**: 中国法に精通した**弁護士・代理人との協働**は不可欠です。訴訟戦略の立案、行政当局との交渉、証拠収集の段取りなど、現地の事情に通じた専門家の助言なしに最適な手を打つことは困難です。文書2では近年の判例動向や実務上のノウハウが多く紹介されていますが、こうした情報も現地弁護士からタイムリーに取得することで、自社の対応力向上につながります。またセミナー資料(文書1)でも、日本企業が中国で直面する知財課題について専門家が解説しており、最新情報のアップデートと社内教育も含め**継続的な情報収集**が推奨されています²⁹。

以上のような実務アドバイスを踏まえ、外国企業は「**攻めと守り**」双方の観点で中国知財戦略を強化すべきでしょう。すなわち、自社の重要IPを中国で確保・活用(攻め)しつつ、模倣や流出に対しては証拠確保と多元的手段で毅然と対応(守り)することが肝要です。

(6) 具体的事例：吉利汽車vs威馬汽車事件と「偽物」の進化

吉利汽車 (Geely) vs 威馬汽車 (WM Motor) 事件: 前述のとおり、中国で史上最高額の損害賠償が認められた営業秘密侵害事件です。本件は**大手伝統自動車メーカー(吉利)と新興EVメーカー(威馬)の技術流出トラブル**という構図で、「新旧対決」とも評されました³⁰。2016年以降に吉利の元社員約40名が威馬側に移籍し、吉利が開発したEV車台設計図等の技術秘密を利用して威馬が短期間で新車種を発売した疑いが持たれました³¹。吉利は2018年末に上海高院へ提訴し、**営業秘密侵害による経済損失の賠償と差止め**を求めました。当初吉利は**21億元**もの巨額賠償を請求しましたが、一審判決(2021年)では**700萬元**の賠償に留まりました¹⁵³²。しかし吉利側は諦めず上訴し、2024年6月の最高人民法院(二審)判決で**賠償額6.4億元**への

大幅増額が実現したのです¹⁵。最高裁は「被告の悪意ある侵害による深刻な損失」を認定し、**営業秘密侵害に対し懲罰的賠償を適用（経済損失の2倍）**することでこの額に至りました³³¹⁶。さらに威馬および関係者に対し、秘密情報を含む資料・モデルの破棄や関係者への通知・誓約書取得など具体的な履行措置も命じています³⁴。本件は中国の裁判所が**高度な技術争点を丁寧に認定し、悪質な侵害者に対して極めて厳しい姿勢を示した判例**として注目されます。もっとも被告威馬は経営不振で賠償履行が不透明とも言われ³⁵、巨額判決が実効を伴うかは引き続き注視が必要です。それでも**中国最高裁自らが知財保護強化の意思を示した点**で画期的であり、中国企業同士のみならず外国企業にとっても重要な先例となりました。

「偽物」手口の進化： 文書2では、中国における模倣・侵害の手口が「デッドコピー（丸写し）」から「フリーライド（便乗）」へ、さらに「イノベーション模倣」へと変遷している点が指摘されています。これはすなわち、かつてはブランドや製品を**そのままコピーした粗悪な偽物が主流**でしたが、取締強化に伴い**一見して違いが分かりにくい巧妙な便乗品（形や名称を少し変えて有名ブランドにただ乗りする商品）**が増加しました。さらに最近では、模倣業者自ら一定の技術改良や独自機能を加えて**「自称オリジナル」な製品を作り出すケース**も現れています。例えば、ある有名家電のデザインやコンセプトを真似つつ、新機能を付加して別ブランドで売出すような事例です。一見イノベティブにも映りますが、根幹部分は他社知財の模倣であるため**「イノベーションの皮を被った模倣」と**いえます。こうした高度化した模倣は権利侵害の立証を難しくし、権利者を悩ませています。実社会でも、中国の山寨メーカーが自社で特許出願までするケースがあり、模倣品との境界が曖昧になる傾向があります。文書2はこの現象を紹介し、権利者側には**先手を打った権利取得と継続的監視が必要**と示唆しています。

以上の具体例から、**中国の知財環境は「量的拡大期」を経て高度化・複雑化した新段階にある**ことが読み取れます。単純なコピー商品は減ったものの、代わりに**巧妙な権利侵害や先端分野での知財紛争**が増えており、企業は従来以上に戦略的かつ専門的な対応を迫られています。

(7) 文書1（ビジネス戦略視点）と文書2（法的実務視点）の統合

最後に、両文書の視点を統合し中国知財環境を多角的に理解します。文書1は主に**ビジネス・政策的視点**から中国の知財戦略を論じ、文書2は**法律実務の視点**から現場の訴訟動向や対策を述べています。それぞれフォーカスは異なりますが、相補的な関係にあります。

まず文書1からは、「中国が国策として知財立国を目指しつつある」という大局観が得られます。模倣大国と揶揄された時代は過去のものとなり、今や中国企業は**自主研究開発によって国際競争力を高めようとしている**ことが示されています⁴。政府の掲げる「知財強国」「質への転換」というキーワードは、中国市場でビジネスを展開する外国企業に対し、従来とは異なる戦略対応を要求します。すなわち単に模倣被害を警戒する受動的姿勢から、**中国企業との技術競争・協業を視野に入れた能動的な知財戦略への転換**です²⁷。文書1は日本企業にその認識を促し、トップダウンで知財戦略を再構築する必要性を訴えています。

一方、文書2からは「現場レベルで何が起きているか」という詳細な知見が得られます。知財訴訟件数の推移や判例からは、中国の司法実務が急速に発展し**権利行使環境が整ってきた**ことが読み取れます¹⁶。例えば懲罰的賠償の適用や専門法廷の充実により、**権利者救済が実効性を伴ってきたこと**、逆に言えば企業にとっては侵害リスクが高まっていることを示唆します¹⁰。さらに文書2は具体的な**証拠収集方法や行政・刑事手段の使い方**といった実務上のノウハウまで提供しています。これらは外国企業が中国で直面し得る課題への実践的な対応策であり、ビジネス戦略を現場で実行に移すための手引きといえます。

両者を突き合わせると、中国の知財環境を**マクロとミクロの両面**から立体的に把握できます。文書1が示す方向性、すなわち「中国は知財制度を強化し質の競争に舵を切った」という大きな潮流を押さえつつ、文書2が示す「その現れとして訴訟が増え賠償額も上がっている。企業は具体的にこう備えよ」という教訓を活かすことが重要です。要するに、**政策の変化を他人事と捉えず、自社の知財戦略・管理をアップデートせよ**という点で両文書は一致しています²⁷。ビジネス面では中国市場で知財をどう活用・防衛するかを再検討し、実務

面では訴訟も辞さない構えで証拠確保や現地専門家との連携体制を整える——この両輪があって初めて、中国での知財リスクに対峙しつつビジネスチャンスを最大化できるでしょう。

総じて、中国の知財環境は「模倣と廉価」のイメージから「大量の知財と熾烈な競争」の時代へと変貌しました。企業には政策動向を踏まえた戦略眼と、具体的対策を講じる実務力との双方が求められています。文書1と文書2の内容を統合することで、そのことを具体的に理解できたと言えます。今後も中国の知財法制度は進化を続けると予想されるため、最新情報のウォッチと柔軟な戦略修正を怠らないことが肝心です。 4

16

参考資料:

- 文部悠介・周婷「中国での権利行使及び最近の動向」『パテント』Vol.78, No.1, 2025 他（文書2）
- 「China IP: Copy to Power」（社内資料, 2025）（文書1）
- その他、JETRO・WIPO等公開資料 2 14 等より作成。

1 2 [inpit.go.jp](https://www.inpit.go.jp)

<https://www.inpit.go.jp/content/100060442.pdf>

3 [China is the largest contributor to global patent applications, substantially ahead of other countries - Our World in Data](https://ourworldindata.org/data-insights/china-is-the-largest-contributor-to-global-patent-applications-substantially-ahead-of-other-countries)

<https://ourworldindata.org/data-insights/china-is-the-largest-contributor-to-global-patent-applications-substantially-ahead-of-other-countries>

4 10 27 29 [【オンライン】中国知財戦略～知財強国へかかげる中国の今～ - 企業研究会](https://form.bri.or.jp/public/seminar/view/62658)

<https://form.bri.or.jp/public/seminar/view/62658>

5 [中国の知財政策及び「知的財産権強国建設綱要」](https://sipi.jp.sharp/index.php?s=sys/300.html)

<https://sipi.jp.sharp/index.php?s=sys/300.html>

6 [PDF] 1.中国知財訴訟第一審状況 2.最高裁第二審状況 3.損害賠償状況 4 ...

<http://www.csptjp.com/doc/2021-05-18.pdf>

7 9 [jetro.go.jp](https://www.jetro.go.jp)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipg/2024/j06.pdf

8 12 26 [wipo.int](https://www.wipo.int)

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2024_3/wipo_webinar_wjo_2024_3_www_629279.pdf

11 [中国商標最新動向レポート-2024年7月～2025年7月 -](https://www.evorix.jp/blog/)

<https://www.evorix.jp/blog/>

%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%95%86%E6%A8%99%E6%9C%80%E6%96%B0%E5%8B%95%E5%90%91%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%BC

13 [陸威馬汽車判賠吉利控股逾27億元創侵害智財權賠款新高 - SBIR](https://www.sbir.org.tw/ipcc/news_content?id=11703&page=4)

https://www.sbir.org.tw/ipcc/news_content?id=11703&page=4

14 [特許侵害訴訟の判決分析【2025年版】 | PatentRevenue](https://patent-revenue.iprich.jp/%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AE%B6%E5%90%91%E3%81%91/1510/)

<https://patent-revenue.iprich.jp/%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AE%B6%E5%90%91%E3%81%91/1510/>

15 28 31 32 33 [创知知识产权侵权赔偿新高：威马判赔吉利6.4亿元 | 中国 | Law.asia](https://law.asia/zh-hans/geely-wm-motor-ip-infringement/)

<https://law.asia/zh-hans/geely-wm-motor-ip-infringement/>

16 34 [Supreme People's Court of China grants record-breaking damages in trade secrets case | Herbert Smith Freehills Kramer | Global law firm](https://www.hsfkramer.com/notes/ip/2024-08/Supreme-People-s-Court-of-China-grants-record-breaking-damages-in-trade-secrets-case-)

<https://www.hsfkramer.com/notes/ip/2024-08/Supreme-People-s-Court-of-China-grants-record-breaking-damages-in-trade-secrets-case->

17 jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/ip_20220222.pdf

18 国家專利導航サービスプラットフォームが北京で運用開始

<https://jp.kangxin.com/html/3/260/262/19319.html>

19 中国、重点産業で国家レベルの專利導航サービス拠点を構築 - - China

<https://www.mondaq.com/china/intellectual-property/>

1265998/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E9%87%8D%E7%82%B9%E7%94%A3%E6%A5%AD%E3%81%A7%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E3%83%AC%E

20 21 22 23 24 25 知財金融（IPファイナンス）の現状 - 特許担保の資金調達 | PatentRevenue

<https://patent-revenue.iprich.jp/%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AE%B6%E5%90%91%E3%81%91/938/>

30 吉利诉威马，21亿侵害商业秘密索赔案背后的“新老”对决 - 界面新闻

<https://m.jiemian.com/article/3511872.html>

35 China Supreme Court Designates Trade Secret Case as Typical

<https://natlawreview.com/article/chinas-supreme-peoples-court-designates-record-setting-trade-secret-case-typical>